

環自総発第 08072802 号  
国総観資第 31 号  
20 生社教第 18 号  
20 農振第 811 号  
平成 20 年 7 月 28 日

都道府県エコツーリズム担当部局長 殿

環境省自然環境局総務課長  
国土交通省総合政策局観光資源課長  
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長  
農林水産省農村振興局農村政策課長  
(公印省略)

#### エコツーリズム推進法の施行等について

エコツーリズム推進法（平成 19 年法律第 105 号。以下「法」という。）は平成 19 年 6 月 27 日に、エコツーリズム推進法施行規則（平成 20 年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第 1 号。以下「省令」という。）は平成 20 年 4 月 1 日に公布され、同日に施行された。また、法第 4 条第 1 項に基づくエコツーリズムの推進に関する基本方針は平成 20 年 6 月 6 日に閣議決定され、同月 26 日に告示（平成 20 年国土交通省・環境省告示第 1 号）された。

ついては、下記事項に十分留意の上、その運用に遺漏無きを期するとともに、貴管下市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

##### 1. 「自然観光資源」の範囲（法第 2 条第 1 項関係）

法第 2 条第 1 項においては、「自然観光資源」を「動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源」、「自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源」と定義している。この「自然観光資源」は、具体的には、以下のようなものである。

###### (1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係る観光資源の例

クジラ、イルカ、ウミガメ、ホタル、チョウ、ブナの巨木等の「動植物」、海鳥の集団繁殖地やサンゴ礁、湿原等の「動植物の生息地・生育地」、滝や風穴、噴泉塔等の「地形・地質」

###### (2) 自然環境と密接な関連を有する風俗慣習その他の伝統的な生活文化に係る観光資源の例

棚田や魚垣（ながき）、火入れとそれによって維持されている半自然草原、カバタ（湧水を

家に引き込みその水を炊事や洗濯に利用する仕組み)

ただし、観察場所が一定でない水産動物は、自然観光資源ととらえることもできるが、市町村の管理の観点から法により特定自然観光資源として指定することは事実上困難であることに留意されたい。

## 2. エコツーリズム推進協議会の構成員（法第5条第1項）

法第5条第2項に基づき作成するエコツーリズム推進全体構想に係る地域において、国又は都道府県が所有する土地がある場合にあっては、土地を所有する国の地方支分部局又は都道府県に協議会への参加の意向を確認するとともに、当該国又は都道府県から協議会への参加の申し入れがあった場合は、構成員として加える必要があること。

## 3. 全体構想の認定の申請（法第6条第1項関係）

### （1）認定申請書の提出

全体構想の認定申請は、主務4大臣あてとし、提出は、当該市町村を担当する地方支分部局等（環境省にあっては地方環境事務所、自然環境事務所又は自然保護官事務所、国土交通省にあっては地方運輸局（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局）、農林水産省にあっては地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局））のいずれかの一機関に提出すること。

なお、全体構想の認定手続等に関する手順については、別紙1のとおりであるので業務の参考とされたいこと。

### （2）認定申請書の提出部数

全体構想の認定の申請書は、正本4部を提出すること。

### （3）認定申請書の添付書類

法第6条第1項に基づき市町村が全体構想の認定を申請する場合は、省令第2条に規定する書類を添えて申請することとしている。このうち、以下に掲げるものは以下の書類とされたい。

#### ① 全体構想の対象となる区域を明らかにした地図（省令第2条第2号）

全体構想の対象となる区域を明らかにした縮尺1:200,000以上の地形図

#### ② 全体構想到に規定する自然観光資源の位置を表示した地図（省令第2条第3号）

自然観光資源の位置を明らかにした縮尺1:50,000以上の地形図

#### ③ 特定自然観光資源の境界を表示した地図（省令第2条第5号イ）

特定自然観光資源の境界を明らかにした縮尺1:25,000以上の地形図（海域にあっては1:50,000以上の海底地形図とするが、より詳細な地形図を用いることが必要な場合には1:10,000海底地形図。）

## 4. エコツーリズム推進協議会の構成員、特定自然観光資源の指定に当たっての調整対象としての「土地の所有者等」（法第5条第1項並びに第8条第2項及び同項を準用する第10条第5項関係）

法第5条第1項では、エコツーリズム推進協議会の構成員の例示として、「土地の所有者等」が

規定されている。また、法第8条第2項及び同項を準用する第10条第5項においては、特定自然観光資源を指定するに当たっては、当該特定自然観光資源の所在する区域の「土地の所有者等」の同意を得なければならないとしている。

この「土地の所有者等」には、エコツーリズムを推進する地域又は特定自然観光資源の所在する区域に河川等公物が存在する場合には、土地の所有者でない場合でも河川管理者等当該公物の管理者は含まれるものと解されたい。

5. 特定自然観光資源の指定に当たっての他の公益との調整（法第8条第1項及び第10条第1項関係）

法第8条第1項では、市町村の長が、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがある自然観光資源であって保護のための措置を講ずる必要があるものを、特定自然観光資源として指定することができるとしている。ただし、他の法令により適切な保護がなされている自然観光資源として省令第4条に規定されているものは適用できないとされている。省令第4条では「適切な保護がなされている」とは、法と同程度の規制を行っているものとしてこのような自然観光資源を規定した。

また、法第10条第1項では、市町村の長が、認定全体構想に従い、指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者等の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ市町村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができるとしている。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている自然観光資源として省令第6条に規定されているものは適用できないとされている。省令第6条でも「その所在する区域への立入りが制限されている」とは、法と同程度の規制を行っているものとして、このような特定自然観光資源を規定した。

しかし、これら以外にも法律や条例に従って規制をしているものがあるので、特定自然観光資源として規制を行う場合には、省令第4条又は第6条以外の規制と調整する必要がある場合がある。

また、自然観光資源であっても、他の公益の観点からの利用がなされており、特定自然観光資源としての保護が困難な場合もある。この場合には、主務大臣による全体構想の認定（法第6条第2項）や特定自然観光資源への指定の際に、土地の所有者等の同意を得ること（法第8条第2項）により、他の公益や法益との調整がなされることとなるが、さらに事務の円滑化の観点から、他の公益や法益による国や都道府県の規制との調整は別途図られることが望ましい。

具体的には、特定自然観光資源として指定しようとするに当たっては、下記表の「調整対象となる機関」に掲載されている機関に対して、検討をしている旨一報し、当該自然観光資源が以下の計画、規制による地域と重なっていないか確認し、重なっている場合は、当該計画、規制を所管している機関と十分な時間的余裕をもって調整することが望ましい。

計画、規制による地域	調整対象となる機関	根拠法令
国立公園	環境省	自然公園法（昭和32年法律第161号）
国定公園	都道府県の自然保護部局	
都道府県立自然公園		

原生自然環境保全地域	環境省	自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）
自然環境保全地域		
都道府県自然環境保全地域	都道府県の自然保護部局	
生息地等保護区	環境省	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）
保護増殖事業が行われる区域		
国指定鳥獣保護区	環境省	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）
都道府県指定鳥獣保護区	都道府県の自然保護部局	
国営公園	国土交通省地方整備局	都市公園法（昭和 48 年法律第 31 号）
地方公共団体の管理する都市公園	地方公共団体の都市公園部局	
緑地保全地域	都道府県、指定都市又は中核市の緑地保全部局	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）
特別緑地保全地区		
近郊緑地保全区域	都府県又は指定都市の緑地保全部局	首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）
近郊緑地特別保存地区		
歴史的風土保存区域	府県の古都保存部局	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）
歴史的風土特別保存地区		
地域森林計画対象森林	都道府県及び市町村の林務担当部局	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）
国有林の地域別の森林計画の対象となっている森林	林野庁（森林管理局）	
保安林、保安林予定森林、保安施設地区、保安施設地区予定森林	都道府県の林務担当部局	
公衆の保健の用に供する計画の対象となっている森林	林野庁（森林管理局）	国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）
地域管理経営計画の対象となっている森林		
国有林野施業実施計画の対象となっている森林	林野庁（森林管理局）	国有林野管理経営規程（訓令）
その他森林管理局長が定める国有林野事業の実施に関する計画	林野庁（森林管理局）	林野庁長官通知等

農業振興地域整備計画	都道府県及び市町村の農政 担当部局	農業振興地域の整備に関する法 律（昭和 44 年法律第 58 号）
------------	----------------------	--------------------------------------

\* 表中の「環境省」については、実際に調整を行う場合、当該地域を担当する地方環境事務所又は自然環境事務所と行われたい。

## 6. 特定自然観光資源に関する規制（法第 9 条第 1 項関係）

法第 9 条第 1 項では、特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりにしてはならない行為を定めているが、例えば、他の公益上やむを得ない以下のような行為は、同項の「みだりに」には当たらないと解すべきである。

- ・ 人命救助、災害防止のための緊急の行為
- ・ 河川、森林、施設等の通常の管理行為又は施設等の増築若しくは改築
- ・ 法令や条例に基づく計画に位置付けられている施設等の新築、増築又は改築
- ・ 通常の農林水産業を営むために行う行為
- ・ 木道の設置、標識の設置等特定自然観光資源の保全、管理のための行為
- ・ 動植物又は地形・地質等の自然物の保護の観点から規制している法令に基づき許可その他の処分又は国若しくは地方公共団体の同意を受けた行為
- ・ 通常の漁業により、非意図的に特定自然観光資源を捕獲、殺傷した場合

## 7. 特定自然観光資源の所在する区域への立入りの承認（法第 10 条第 1 項関係）

### （1）立入承認申請

法第 10 条第 1 項の規定により立入りが制限されている区域への省令第 5 条第 2 項の規定による承認の申請に用いる申請書は、別紙 2 の様式を参考とすること。

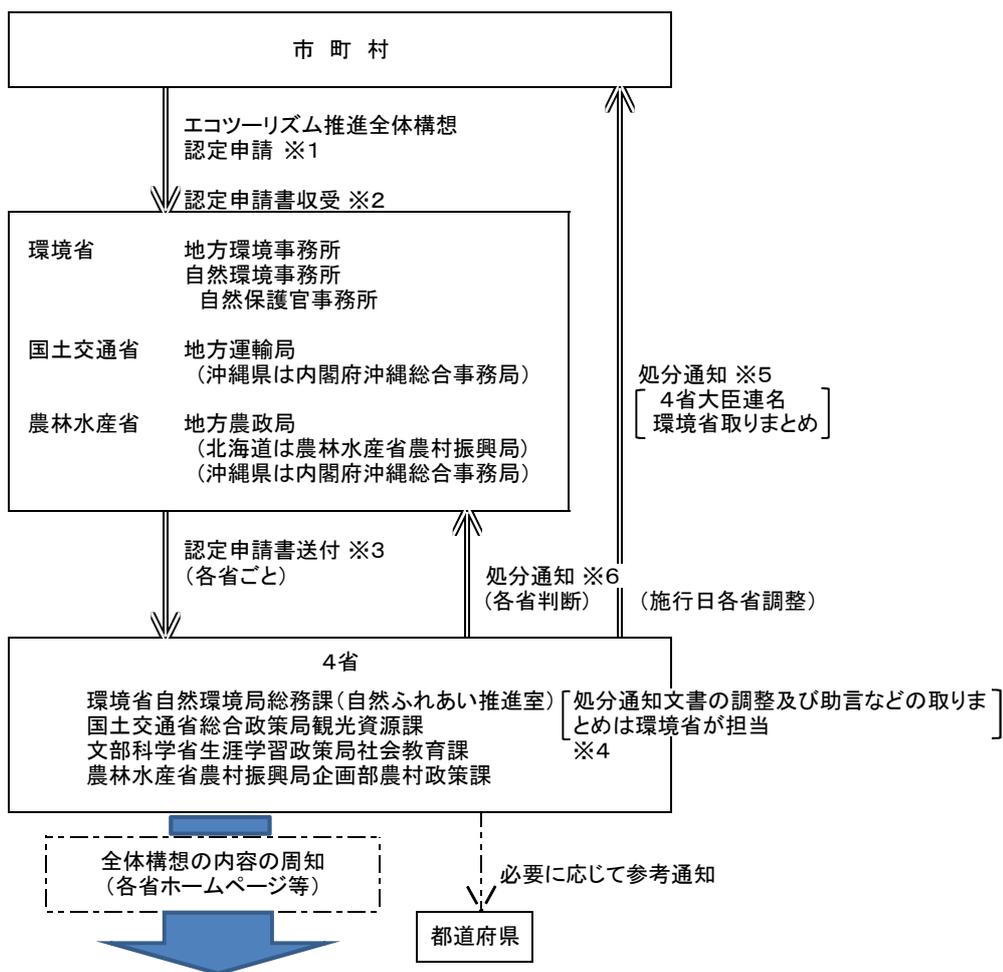
### （2）立入承認証

法第 10 条第 1 項の規定により立入りの承認を受けた者に対し交付する立入りの承認証は、別紙 3 の様式を参考とすること。

## 8. 身分証明書

法第 9 条第 3 項及び第 10 条第 6 項の規定に基づく市町村の職員が携帯する身分証明書は、別紙 4 の様式を参考とすること。

## エコツーリズム推進全体構想認定手続等に関する手順



- ※1 ○ 全体構想の認定申請書(市町村長押印)は4大臣あて(連名)  
 ○ 全体構想の認定申請書は4部提出(すべてに押印)  
 ○ 提出先は、環境省、国土交通省又は農林水産省のいずれかの地方支分部局等に提出
- |        |  |
|--------|--|
| ・環境省   | 地方環境事務所国立公園・保全整備課<br>自然環境事務所国立公園・保全整備課<br>自然保護官事務所 |
| ・国土交通省 | 地方運輸局企画観光部観光地域振興課<br>内閣府沖縄総合事務局運輸部企画室              |
| ・農林水産省 | 地方農政局農村計画部農村振興課<br>内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課              |
- ※2 ○ 認定申請書を收受した地方支分部局等は、各省の支分部局等に送付  
 ただし、文部科学省分については地方支分部局が無いため、生涯学習政策局社会教育課へ送付  
 また、北海道にあつては農林水産省分は農村振興局企画部農村振興課へ送付
- ※3 ○ 各省ごとに認定申請書を上部組織へ送付
- ※4 ○ 助言の要否、処分見込みなどの情報を各省共有するため環境省に適宜連絡  
 ○ 処分通知文書の調整、助言の取りまとめは環境省が担当  
 ○ 処分施行日を調整
- ※5 ○ 4省連名の処分通知を環境省が取りまとめ、送付
- ※6 ○ 地方支分部局への処分通知は各省ごとの判断

## (立入承認申請書様式)

エコツーリズム推進法第10条第1項の規定により、特定自然観光資源の所在する区域への立入り承認を受けたく、次のとおり申請します。

年 月 日

市（区町村）長 殿

代表者の住所：

代表者の氏名： (記名押印又は署名)

( 法人申請にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名 (記名押印又は代表者の署名) )

特定自然観光資源の名称	
立ち入ろうとする日時	
立ち入ろうとする者の数	
立入りの目的	<input type="checkbox"/> 生物の観察 <input type="checkbox"/> 登山、散策 <input type="checkbox"/> 写真撮影 <input type="checkbox"/> その他( )
立ち入る巡路又は範囲	
立入りの手段	
備 考	

## 立入承認申請書記入要領

1. 立入り申請を行う者が団体の場合にあつては、代表者の住所及び氏名（記名押印又は代表者の署名）を記載すること。
2. 立ち入ろうとする者の数については、立入り承認を受ける者の総数を記載すること。
3. 立入りの目的については、立ち入る目的を具体的に記載すること。
4. 立ち入る順路又は範囲については、文字による表現が困難な場合などは、地形図に順路や範囲を表示し添付することで代えることも可能。

## 立入承認証様式

(表面)

(裏面)

年 月 日 殿 市（区町村）長 印 立入承認証	エコツーリズム推進法抜粋 （特定自然観光資源に関する規制） 第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第8条第1項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受け、かつ、主務省令で定めるところにより、当該区域への立入りに必要な制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であつて主務省令で定めるものについては、この限りでない。 2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。 3 第1項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。 4 市町村の当該職員は、第2項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。 5～6（略） （罰則） 第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一（略） 二 第10条第4項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立ち入り、又は当該区域から退去しなかつた者
エコツーリズム推進法第10条第1項の規定に基づき、特定自然観光資源の所在する区域への立入りを承認する。 1. 特定自然観光資源の名称 2. 立入りの日時 3. 立入りの人数 4. 立入りの巡路又は範囲 5. 立入りの手段	

(表)

		第	号
エコツーリズム推進法第9条第3項の規定による身分証明書			
写真	職名及び氏名		
	生年月日	年	月
		日	日生
		年	月
		市(区町村)長	印

(裏)

エコツーリズム推進法抜粋

(特定観光資源に関する規制)

第九条 特定自然観光資源の所在する区域内においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 特定自然観光資源を汚損し、損傷し、又は除去すること。
- 二 観光旅行者その他の者に著しく不快の念を起させるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- 三 著しく悪臭を発生させ、音響機器等により著しく騒音を発生し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、その他観光旅行者その他の者に著しく迷惑をかけること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、特定自然観光資源を損なうおそれのある行為として認定全体構想に従い市町村の条例で定める行為

2 市町村の当該職員は、特定自然観光資源の所在する区域内において前項各号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるよう指示することができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第9条第2項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をした者
- 二 (略)

第二十条 第9条第1項第4号の規定に基づく条例には、同条第2項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないでみだりに同号に掲げる行為をした者に対し、30万円以下の罰金に処する旨の規定を設けることができる。

(表)

		第 号
エコツーリズム推進法第10条第6項の規定による身分証明書		
写真	職名及び氏名 生 年 月 日	年 月 日生  年 月 日発行  市(区町村)長 印

(裏)

エコツーリズム推進法抜粋

(特定観光資源に関する規制)

第十条 市町村長は、認定全体構想に従い、第8条第1項の規定により指定した特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、当該特定自然観光資源の所在する区域への立入りにつきあらかじめ当該市町村長の承認を受けなければならない旨の制限をすることができる。ただし、他の法令によりその所在する区域への立入りが制限されている特定自然観光資源であって主務省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定による制限がされたときは、同項の承認を受けた者以外の者は、当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入ってはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって主務省令で定めるものを行うために立ち入る場合については、この限りでない。

3 第1項の承認は、立ち入ろうとする者の数について、市町村長が定める数の範囲内において行うものとする。

4 市町村の当該職員は、第2項の規定に違反して当該特定自然観光資源の所在する区域に立ち入る者があるときは、当該区域への立入りをやめるよう指示し、又は当該区域から退去するよう指示することができる。

5 第8条第2項から第6項までの規定は、第1項の制限について準用する。この場合において、同条第3項中「その保護のために講ずる措置の内容」とあるのは「立入りを制限する人数及び期間その他必要な事項」と、同条第5項中「同項ただし書の主務省令で定める自然観光資源」とあるのは「第10条第1項ただし書の主務省令で定める特定自然観光資源」と読み替えるものとする。

6 前条第3項の規定は、第4項の職員について準用する。

(罰則)

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第10条第4項の規定による市町村の当該職員の指示に従わないで、当該特定自然観光資源の所在する区域へ立入、又は当該区域から退去しなかった者